破産手続廃止

平成２６年（フ）第２４号
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第４地割91番地
破産者　株式会社髙義運送
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１６７号
最後の住所富山県高岡市伏木古府２丁目５番13号
破産者　亡中華酒膳房彩菜こと福島一志相続財産
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１１５号
富山県高岡市博労本町７番15号、商業登記簿上の本店所在地富山県高岡市二塚708番地
破産者　三木建設株式会社
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１５８６号
愛知県あま市甚目寺沖田16番地４
破産者　有限会社ｅ―ＭＡＫ
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３９１号
大阪府茨木市十日市町７―28、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区靱本町１丁目５番６号
破産者　株式会社ジェイエムピー
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４３９号
大阪市北区東天満２丁目９番１号　若杉センタービル本館10階
破産者　株式会社リテイルコム
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８９３号
神戸市中央区京町76―２明海三宮第２ビル４階、従前の本店所在地神戸市中央区加納町２丁目６番25号
破産者　株式会社エフエルエス
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２４号
兵庫県伊丹市昆陽３丁目248番地１
破産者　株式会社岡喜商会
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
兵庫県宝塚市宝梅２丁目６番58―106号
破産者　株式会社協栄サービス
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１９５号
茨城県土浦市真鍋２丁目７番６号
破産者　株式会社常陽新聞新社
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第８６７号
東京都八王子市台町１丁目27番３号
破産者　有限会社カズ
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８６８号
東京都八王子市みなみ野３丁目７番28号
破産者　松本　和正
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５１号
東京都立川市高松町１丁目４番２号ハイツ白馬101Ｆ
破産者　小山　武修
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１７３号
東京都町田市金井７丁目５番10号パルモＢ101
破産者　マインドロジック株式会社
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６１号
福井市花堂南２丁目16番１号
破産者　有限会社フォト・プラザ
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
三重県四日市市小生町229番地186、住民票上の住所三重県四日市市あかつき台１丁目１番地128
破産者　下田　鉄也
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
三重県四日市市泊町１番14号
破産者　三重横井建工株式会社
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
愛知県岡崎市上地２丁目41番地４　ライトハイツＢ301号室、住民票上の住所三重県四日市市石塚町７番41―905号　レインボー石塚
破産者　横井　幹晴
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２６５号
岡山県赤磐市惣分1515番地
破産者　有限会社大深工業
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６６号
宮城県仙台市泉区鶴が丘１―３―10、開始決定時の住所岡山県赤磐市山陽７丁目１番５―205号
破産者　大深　惠庸
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部